県土整備農林水産委員会会議録

Ⅰ　日　　時　令和８年９月29日（火）
午前９時58分開会
午後０時15分閉会

Ⅱ　場　　所　第２委員会室

Ⅲ　出席委員

委員長	庄司　昌弘
副委員長	光澤　智樹
委員	大井　陽司
〃	安達　孝彦
〃	岡﨑　信也
〃	奥野　詠子
〃	武田　慎一
〃	宮本　光明

Ⅳ　出席説明者

農林水産部

農林水産部長	津田　康志
農林水産部次長	荻浦明希子
農林水産部次長	桶谷　祐二
農林水産部次長	松井　伸彦
農林水産部参事	吉島　利則
参事・農林水産企画課長	池田　佳美
参事・市場戦略推進課長	伴　　義人
参事・農業技術課長	山崎　一浩
参事・農村整備課長	國分　義幸
参事・森林政策課長	滝口　明信
農産食品課長	林　　保則

農業経営課長　　米澤浩太郎
農村振興課長　　加藤　真一
水産漁港課長　　堺　　広光
農林水産企画課課長（企画担当）
　　斉藤祐三子
農業技術課課長（研究普及・スマート農業振興担当）
　　片山　雅雄
水産漁港課課長（水産担当）
　　前田　経雄

土木部
土木部長　　川上　孝裕
理事・土木部次長　　大西　哲憲
参事・建設技術企画課長
　　根上　幹雄
参事・河川課長　　若林　　修
参事・砂防課長　　松本　直樹
参事・港湾課長　　竹島　　靖
管理課長　　吉尾　　望
道路課長　　澤　　徹
都市計画課長　　高野　卓弥
建築住宅課長　　吉野　博行
営繕課長　　中島　道長

企業局
企業局長　　牧野　裕亮
企業局次長・経営管理課長
　　荒木美智子
企業局次長・水道課長
　　石井　　雅
電気事業室長　　森田　智之
電気事業室発電企画課長

大野　憲保
電気事業室新エネルギー開発課長
佐々　佳則
水道課課長（機能維持推進担当）
澤田　　博

Ⅴ　会議に付した事件

1　９月定例会付託案件の審査
2　請願・陳情の審査
3　閉会中継続審査事件の申し出について
4　県土整備農林水産行政当面の諸問題について
5　行政視察について

Ⅵ　議事の経過概要

１　９月定例会付託案件の審査

（1）　説明事項

庄司委員長　初めに、本定例会において本委員会に付託されました諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、お手元にお配りしてある議案付託表のとおりであります。

追加提案されました案件について、当局から説明願います。

津田農林水産部長
・９月定例会追加付議案件について
川上土木部長
・９月定例会追加付議案件について

（2）　質疑・応答

庄司委員長　これより付託案件についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。――ないようでありますので、質疑なしと認めます。

（3）　討論

庄司委員長　これより討論に入ります。

討論はありませんか。――ないようですので、討論なしと認めます。

（4）　採決

庄司委員長　これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました議案第91号令和８年度富山県一般会計補正予算（第２号）のうち本委員会所管分外８件及び報告第14号地方自治法第179条による専決処分の件のうち本委員会所管分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

庄司委員長　挙手全員であります。

よって、議案第91号外８件及び報告第14号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決しました。

２　請願・陳情の審査

庄司委員長　次に、請願・陳情の審査に入りますが、今回はいずれも付託されておりませんので、御了承願います。

３　閉会中継続審査事件の申出について

庄司委員長　次に、閉会中継続審査事件の申出の件を議題といたします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、お手元にお配りしてある申出案のとおり議長に申し出たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

庄司委員長　御異議なしと認めます。

よって、お手元にお配りしてある申出案のとおり議長に申し出ることに決定いたしました。

４　県土整備農林水産行政当面の諸問題について

（1）　報告事項

伴市場戦略推進課長

・県産農林水産物等の輸出プロモーションについて

米澤農業経営課長

・「とやま農業経営・参入等促進センター」の設置について

松本砂防課長

・立山砂防直轄100年・県営120年記念フォーラムの開催について

竹島港湾課長

・伏木富山港長期構想の策定について

資料配布のみ

農林水産企画課

・８月27日からの大雨による農林水産関係の被害状況について

農産食品課・農業技術課

・令和８年産米の収量・品質の概況について

都市計画課

・空港スポーツ緑地「インクルーシブひろばchangeプロジェクト」お披露目会について

建設技術企画課

・８月27日からの大雨に伴う公共土木施設の被害状況等について

(2)　質疑・応答

大井委員

・富岩運河環水公園の水質改善について

安達委員

・利賀ダム建設に係る工事用道路の災害時等における活用について

岡﨑委員

・特定利用港湾について

・つくり育てる漁業について

奥野委員

・農業振興地域内の違法建築物の現状と課題について

宮本委員

・河川監視カメラによる情報提供の充実について

光澤委員

・令和８年産富山米概算金の市場への影響等について

・８月の豪雨災害により被災した建設機械等への対応について

・８月の豪雨災害により流れが阻害される等の影響が出ている河川への応急復旧対応について

・豪雨時における排水ポンプ車の運用について

庄司委員長　それでは、ただいまの報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

大井委員　私からは、富岩運河環水公園の水質改善について質問させていただきたいと思います。

環水公園は昨年、県内の観光地で最多となる148万4,000人が訪れた本県を代表する観光地であります。まさに富山の顔になっておりますが、天門橋から望む富山連峰や運河クルーズなど市民の憩いの場でもあり、同時に県外、海外からお客さんが非常に多く来ております。

一方で、運河の水質が非常に濁っている。そして、臭いがするという声も同時に上がっておりまして、水草の刈取りや生物調査などの取組が行われておるわけでありますが、非常にいろいろな声が私の耳に入ってきております。

こうした中、９月16日、上市町のニッセイテクニカからの提案を受け、県と同社などが共同で「富山生態系復活プロジェクト」として実証実験を開始されました。それは、琵琶湖などで水質改善の実績を持つ岡山県の企業が技術協

力して、噴水近くに設置した専用の装置で運河の水をくみ取り、そして目に見えないほど小さな気泡――ナノバブルを使って毎分60リットル放出するものと聞いております。

私もその装置の動画を見せてもらったのですけれども、本当に琵琶湖の水がきれいになって鮎が帰ってきただとか、そういう実績があるということでした。すごいなと思いまして、そのナノバブルが水中の酸素量を増やして、汚れを分解する微生物が活性化して環境を整えるということで、水の透明度の向上や臭いの軽減が期待されております。地元の企業の提案による官民連携のモデルとして、おおいに注目されております。実証期間は来年９月13日までの約１年間で、１か月か２か月ごとに水質調査を行うと新聞報道でもありました。

そこで、本事業の概要と、稼働開始から約２週間が経過いたしましたが、その後の成果の見込みについて所見を伺いたいと思います。高野都市計画課長、よろしくお願いいたします。

高野都市計画課長　今、委員のほうから御紹介いただきましたとおり、今回の社会実験につきましては、富岩運河環水公園の水質改善及び生態系保全を目的に、上市町に本社を置いておられます株式会社ニッセイテクニカ様より御提案を受けまして、現在実施しているものでございます。

具体的には、委員からも具体的な御紹介をいただいておりますけれども、公園内の水につきまして、超微細な気泡でありますナノバブルを供給する発生器を泉と滝の広場の際に設置しております。これにより、水中の溶存酸素量の増加を図りまして、好気性微生物を活性化させることで、薬剤などを用いずに水質改善につながるかを検証するものという内容になっております。

これも御紹介いただいたとおり、現在、装置の稼働開始

から約２週間がたちましたけれども、まだ間もないというところで、目に見える効果は確認できておりませんけれども、約１年間の実験期間を通じまして、溶存酸素量の変化をはじめ、透明度、臭気などの水質の変化や水草や藻類の発生状況を確認してまいりたいと考えております。

県といたしましても、環水公園の水質改善は、さらなる魅力向上と良好な水辺環境維持のために重要な要素として考えておりますので、この社会実験に取り組んでまいりたいと思っております。

大井委員　水上ラインだとか、クルーズ船の船長さんから直接私のほうに、夏になるともう環水公園の水が臭ったり、臭いが上がってくる、こんなに観光客が来るのに、やはり水質はもうちょっときれいにしなければ、みんながっかりするのではないかという声が非常に上がってきておりまして、これに物すごく期待しております。

ただ本来ならば、ラバーダムが壊れたままですので、やはりそれを直すのが筋なのかもしれませんが、こちらはどちらかというと、すぐに何か成果が出そうですし、かつ改善できるみたいな期待もあるので、それも併せて進めていっていただきたいなと思っています。

安達委員　私からは、利賀ダムの工事用道路について、本会議の一般質問でも同じ質問をさせていただいたところでありますけれども、答弁が不十分というか、納得いかなかったので、本来であれば再質問すべきところでありましたけれども、ちょうどその日は再質問したい項目がたくさんあり過ぎて、やり始めると止まらなくなってしまいそうだったので、この委員会で改めてさせていただくことにいたしました。

利賀ダムの工事用道路ですが、先般トンネルが貫通して、下流部から上流のほうまで道路で通れるようになったとい

うことで、我々も通って利賀ダムの建設現場まで行ったわけであります。現在はあくまで工事用道路ということで、一般車両の通行はできないと。これから舗装や安全施設を整備して、工事がある程度終われば、一般車両が通行できるのだろうと思っておりますけれども、私は冬期間の緊急車両、それから災害時、通行止めになったときに陸の孤島になることもしばしばある地域でありますので、そういったときに緊急輸送道路として、限定的に利用できるようにすることが住民の安心・安全につながるということで質問させていただきました。改めて、川上土木部長に御所見をお伺いしたいと思います。

川上土木部長　一般質問の際にお答えした内容と一部重なる部分があるかもしれませんが、御了承いただきたいと思います。

利賀ダムの工事用道路につきましては、今、御紹介がありましたが、仮称利賀トンネルが貫通いたしまして、この後、国におきまして、本格的に工事用道路として利用していくために必要な舗装などの工事が行われることになっております。

この工事用道路を国道471号として一般供用するためには、県において通行の安全を確保するために必要な消火設備、通報警報設備、照明などの整備が必要となっております。本来であれば利賀ダムの工事が終わり、工事用道路としての利用が終わってから県のほうが引渡しを受けて工事をするというところでございますが、できるだけ早く一般供用できるようにということで、現在、国とは工事用車両が多く通行する中でも、県がすべき工事を重ねてできないかということで、県のどの工事をどの時期に実施すればいいのか、あるいは実施できるのかといったところを調整しているところでございます。

それと、委員御提案の緊急車両の通行という措置についてですが、どうすればその措置を取ってもらえるかということで、利賀ダム本体の工事の工程などへの影響、あるいは安全の確保を当然検討する必要があると思いますが、地元のほうからも委員が提案されるようなお話も耳にしておりますので、県としましては、どういったときに緊急車両の通行に必要な環境整備などができるのかということを検討、調整していきたいと考えております。

安達委員　この間と全然違い、随分前向きな答弁でちょっと戸惑っているところであります。

川上土木部長　趣旨としては同じことを言っているつもりです。ちょっと補足しながら言っただけでして、一般質問のときの答弁とは方針は変えていません。

安達委員　全く違うと思います。

工事車両が錯綜する中で、どうしたら工事ができるのかとか、慎重に見極めて国とも交渉してというように、慎重にというお言葉がありました。今、聞いていると、慎重ではなくて国にぜひいつできるかということを、一生懸命県のほうでは相談しているという前向きなお話をいただいたと、今の答弁では感じたのですけれども、実際この利賀地域は、本当に道路が狭隘で、行かれたことがあると思いますけれども、たまに崖の下に車が落ちて、それが１年後に見つかったとか、半年後に見つかったということがあったりもしますし、夏場は大雨で雨量規制がかかって通行止めになる、冬場は雪崩とかで通行止めになるということが毎年、何度か必ずある地域でもあります。

利賀ダムの工事用道路を通れば、近い大きな病院まで20分程度で行けます。下道だとやはり小一時間かかります。この20分、30分というのは、人の命にとってはすごく大きな違いがあると思いますので、せっかくある程度は通れる

ようになっているわけですので、そうした緊急時にぜひとも人の命を守るためにも、いつでも誰でも通れる状況でなくても結構だと思いますので、緊急時に限って通れるようにしていただけると、本当に住民の皆さんもこれから安心して暮らせるようになると思いますので、ぜひとも引き続き前向きに取り組んでいただきますようにお願いをして、私からの質問は終わらせていただきます。

岡﨑委員　私のほうからは、特定利用港湾について少し質疑をさせていただきたいと思います。

本会議で大井委員も言っておられましたし、昨日の予算特別委員会で火爪委員のほうからも質疑がありました。ただこの特定利用港湾の解説だけを見ていても、これは一体何がどうなるのか全く分からず、今と何が変わってくるのかということです。

そんなこともあって、いろいろな港湾関係者の事業者の皆さんとも申入れをしたりしてきたわけですけれども、質疑を通して私が感じたのは、何が違うのかというのと、やはり有事とか本当に緊急事態になった場合には、県の所管の港湾から実質的には国直轄の港湾に変わるということではないのかなと想像ができます。

質疑のほうでは、軍事利用するとかそんな話も聞きましたけれども、いずれにしても緊急事態になった場合に、港湾がどのように使われていくのか、あるいは一般の商用に使っている港湾の役割はどのようになるのかがよく分かりません。軍事利用されるとすれば、民間港湾については攻撃できませんけれども、いっときでもそういう大義名分を与えると、攻撃対象にもなるということで、そうなってくると周辺や港湾従事者の皆さん、企業等々に大きな影響があると私は思っております。

そういった意味で、緊急事態の場合にそれは仕方ないと

いうこともあるかもしれませんが、その前にどのようになっていくのかということを、少し明らかにしていかなくてはいけないのではないかなと思います。

それで、問１ですけれども、伏木富山港が特定利用港湾に指定されることで、平時、災害時、有事における港湾の使用はどのようになっていくのか。軍事利用することも懸念されるということで、周辺地域や県民生活への影響についてどのように想定をしているのか、竹島港湾課長に所見をいただきたいと思います。

竹島港湾課長　特定利用港湾は、国において安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊と海上保安庁が平素から必要な港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設けるものでございます。

委員お尋ねの伏木富山港が特定利用港湾となった場合の港湾の使用の変化につきましては、国からは、平時においては訓練実施のため年数回程度の使用を想定しており、災害時においては、平素からの訓練等を通じて自衛隊、海上保安庁が港湾の特性を習熟することで、より迅速かつ安全に物資などを輸送することができるようになると聞いております。

なお、この取組はあくまで平素における港湾の利用を対象としたもので、武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものではないとの説明でありました。

また、周辺地域や県民生活への影響につきましては、平素の訓練の際に、少なくとも船の入出港や港での荷役作業との調整が必要になるものと考えております。

県としましては、これまでの県総合防災訓練などで自衛隊や海上保安庁が港を利用している実績も踏まえながら、この制度による影響について見極めていく必要があると考

えております。

岡﨑委員　今お聞きしていると、平時から年数回程度の訓練が必要ということで、その際には自衛隊の戦艦ではないかもしれないけれども、そういう海上保安庁の旗艦とかそういうものが入ってくるということが想定されますよね。それはそうだと思うのですけれども、例えば荷役作業に対する影響になると、新港では移動式の走行クレーンがあったりとか、そういうものも使用するということが想定されるのでしょうか。

竹島港湾課長　自衛隊や海上保安庁の船舶が利用するときに、港湾の施設を使うかという御質問につきましては、まだ訓練の内容が明らかにされておりませんので、不明でございます。

また、荷役作業との調整につきましては、これまでも訓練などで実施する際には、事前に港湾関係者の皆様にお伝えして日程調整などを行っておりますので、作業をしている最中に突然船が来るという話ではないものと考えております。

岡﨑委員　事前に準備して連携を取っていくことの積み重ねをやっていくということだと思います。

すると、武力攻撃等の軍事的なことは想定していないということですので、例えば武器弾薬を上げ下ろしするとか、そのようなことはないという想定でよろしいでしょうか。

竹島港湾課長　武器弾薬の上げ下ろしがないかどうかというお話ですが、国の資料によりますと、それもあり得るというＱ＆Ａになっております。

岡﨑委員　あり得るということですので、かなり危険な作業も伴うということだと思います。そういうことも今の質疑で明らかになったと思うのですが、そうであれば、やはり少し周辺住民の皆さんとか、企業や従事者の皆さんそれぞ

れにきちんと説明をすることが必要ではないかなと感じました。

それで、部長にお聞きしたいのですが、今ほど言ったように相当危険なこともあり得るのではないかということですので、県民の安全を守る意味でも慎重に検討すべきだと申し上げておきたいと思います。

また、予算特別委員会では、国からもまず説明をしてもらうという話もあったのですが、県の判断も問われると思います。

それで訓練などの際には、商用施設がどのように使われていくのか、今の既存の設備がどのように使われて、どのような関わり方があるのかということを、港に関わる皆さんにはぜひ説明をしてもらわなくてはいけないと思いますし、これは県も関わることだと思います。そういう意味では、まず責任を持ってぜひやっていただきたいと思います。

総括的に国との協議について、その協議の経過とか内容とか、今後どのようになっていくのかということを含めて、どのように発信をしていくのか、部長にお尋ねしたいと思います。

川上土木部長　９月４日のこの県土整備農林水産委員会におきまして、竹島課長のほうから御説明しましたとおり、国から伏木富山港を特定利用港湾の対象として検討しているという説明があったことを報告させていただきました。その同じ日に国から説明があったこと、それと関係資料を県のホームページに掲載しまして、県民の皆様に広く情報提供を行っております。こういったことも受けまして、市民団体のほうから慎重な対応を求める要望が寄せられているというところでございます。

これまでもお答えしているとおり、県としましては、国からの説明内容を十分に確認するということと、あと関係

市あるいは港湾関係者などの御意見、また他県の状況などを踏まえながら、引き続き慎重に検討していくということとしております。その中で制度の内容、あるいは運用の考え方、こういったところに不明な点があれば、国に確認することとしております。周辺地域、あるいは住民の皆さんへの影響が思慮される場合には、必要に応じまして国との協議内容、経過、内容につきまして、これまでのやり方も考えながら県民へ発信することもしっかり検討してまいりたいと思っております。

岡﨑委員　ホームページに掲出されているということですけれども、あまり閲覧されないのではないかなと思いますので、とりわけそんなことになっているのかということは、周辺の皆さんもいまだそんなに多くは知らないのではないかなと思いますが、今後11月くらいまでに判断されるのでしょうか。

川上土木部長　国からは12月中に返事が欲しいという意向は聞いております。

岡﨑委員　分かりました。そういう県で検討される中身ですとか、国の意向も含めて、住民の理解が得られるような機会をぜひ設けていただきたいと思います。

次に、２番目のつくり育てる漁業についてお伺いします。

地球温暖化はほぼ止まらず、海水温は大変高い状態で推移していくのではないかと想像されます。今も台風26号が来ておりますけれども、最近はなかなか海水温が高く、勢力が落ちずに被害が大きくなっているという現状も続いているわけです。一方では、富山湾で獲れる魚種や漁獲にも、去年や何年か前と比較したらあまり変わらないとか、いろいろな話もされていますけれども、将来を見据えたら、恐らくある日突然獲れなくなるということも想定がされるのではないかと思います。そういった意味では、富山を代表

する魚種を安定的に確保していくためには、やはりつくり育てる漁業というのが外せない重要な施策になってくるのではないかと思います。

最近は、恐らく栽培されたものではないかなと思われるアカムツが結構店頭に並ぶようになってきました。まだちょっと小ぶりで、もう少し魚価が上がってから売ったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、放流された後、そんなに長い期間がたっていないようなものが結構並んでいるなと思っています。それは少し心配もしたりしているのですが、つくり育てる漁業について、現在の研究状況や実現可能性及び今後の取組方針につきまして、前田水産漁港課課長に所見をお願いしたいと思います。

前田水産漁港課課長　つくり育てる漁業としましては、育成した稚魚を放流して、自然界の水産資源を積極的に増やす栽培漁業と放流せずに成魚にまで育てて、安定的に水揚げを確保する養殖業がございますが、いずれも重要な取組であり、県において主要施策として推進しているところでございます。

研究につきましては、新たな環境にも対応して、つくり育てる漁業を推進するということで、新たな栽培漁業の魚種としましては、温かい水に生息する暖水性のキジハタであるとか、アカムツの技術開発を進めているほか、養殖に関しては、カキや海藻の効率的な養殖技術の開発に取り組んでおりまして、本県での安定的な養殖の生産技術を進めているところで、漁業生産の確保に向けて、これらの取組を推進してまいりたいと考えております。

岡﨑委員　暖かい魚種は、幼魚であっても、放しても暖かいところに適応しているので、十分生きていくことになるのだろうと思うのですが、そのほか富山湾は、やはり魚種が豊富なところも魅力で、アジもいれば、タイもいるという

ことだと思うのですが、アカムツやキジハタが特殊とは言いませんけれども、一般的におすし屋さんで並ぶような魚種の栽培については検討されているのでしょうか。

前田水産漁港課課長　今ほど一般的な富山を代表する魚種ということで、例えば、ブリが富山では非常に有名ということになりますけれども、ブリについて、つくり育てる漁業としましては、養殖業が一年中水温の高い西日本を中心にして、もう既に大きく展開している状況です。

一方で、富山でブリに関しましては、冬期に水温がかなり低下してしまうといった特徴があり、成長に時間がかかるという不利な部分がありまして、養殖期間の長期化が想定されますので、採算面で厳しいことが考えられます。

また、稚魚を育てて放流するといった取組に関しましても、ブリの稚魚を育てても、ほかの海域へ回遊して出ていってしまうことがあって、直接的な効果がなかなか難しいのではないかということで、ブリ等の回遊魚についての研究は着手していないといったところがございます。

岡﨑委員　ブリはやはり寒ブリで、自然に定置網に入ってくるのが富山湾のブリではないかと思いますので、それがなくなっていくのは寂しいなと思います。そういう意味では、やはり富山湾で獲れた魚が一番の魅力であり、発信をしていくべきものではないかと答弁を聞いていて思いました。

それで、この海洋環境が変化していく中にありますけれども、例えば富山湾の海洋深層水は、養殖サクラマスの養殖でも利用されているわけですけれども、言ってみたら、富山ならではの水産資源の魚種と価値を維持していく上で、鍵になるような重要な材料になると思っていますし、期待もしているわけです。

その上で、津田部長にお聞きしたいと思いますけれども、つくり育てる漁業は「寿司といえば、富山」、これは富山

県の一丁目一番地の施策にもなってきているわけでありますが、そういう主要施策にもつながる重要な取組であり、今後さらにこのつくり育てる漁業を推進していくべきであるといった意味で、部長の見解をお願いしたいと思います。

津田農林水産部長　まず、水産研究所では、御紹介いただきました海洋深層水を活用して様々な研究をしております。本県の栽培漁業につきましては、現在、ヒラメ、クロダイ、アワビの種苗を生産して富山湾へ放流しており、海水温の上昇にも対応できる新たな対象魚種として、先ほど課長のほうから答弁しましたが、キジハタとアカムツの研究にも取り組んでおります。

一方、養殖業でございますが、御紹介いただきましたように近年は温暖化等による漁獲変動が大きく、魚種も変わってきている中にあって、安定生産という点では優位であると思っております。しかしながら、富山湾では冬季に寄り回り波が発生し、養殖に適した適地が限られております。

それから、陸上養殖では電気代や餌代のコストが高く、しかもしっかりした販路確保が必要となるということで、本県では盛んではございませんが、それでも生けすやいかだを利用した海面養殖としては、ギンザケやサクラマスの魚類、それからガゴメコンブなどの海藻が生産されております。

また、陸上施設に海水をくみ上げて養殖する陸上養殖としては、サクラマスやアワビなど、これは海洋深層水を使っているというふうに承知しておりますが、その地域の特性や地域の実情に応じた規模、それから魚種による生産が行われているということでありました。

これらの取組に対しましては、県においても養殖用生けすの増設に対する補助や研究所の巡回指導による飼育方法へのアドバイス、効率的な海藻養殖を行うための漁業者と

連携した実証試験の実施等の取組を行っております。

つくり育てる漁業は、天然資源を補完し、富山県産の魚介類を安定的に供給するための大変重要な取組と認識しております。「寿司といえば、富山」のブランド力を向上させるためにも、引き続き地域の特性を生かした持続可能な栽培漁業、それから養殖業を推進していきたいと考えております。

岡﨑委員　電気代が高いとか、いろいろありましたけれども、そう言っている場合ではないことも想定されてくるのではないかということで、私が思うに、やはり海洋深層水を積極的に使って、陸上養殖に向けて準備をしていくべきだと思いますが、どう思われますか。

津田農林水産部長　海洋深層水は他県にない強みだということで、先ほど答弁しましたが、研究分野でも使っています。

あと新湊の堀岡養殖さんでも、深層水とまではいかないのですが、それより浅い中層水を使って、かつてはヒラメ、それからサクラマスを養殖されてきたことがございます。ただ、餌代、電気代のほか、やはり養殖については、販路の確保が一つの大きな課題で、例えばサクラマスの場合は、堀岡養殖さんでは、コロナ禍では大変苦労されたこともお伺いしていますので、しっかりした準備をしながら、採算も取れることがある程度見えないと、なかなか漁業者の方とか漁協は手を出しづらいなというのが実情だと思います。

入善町では、サーモンを新しく陸上養殖するという計画がございますが、ここはある程度大きな資本が入ってやります。それで、売り先もしっかり確保されているということで、そこまでいけば、多分採算も含めて大丈夫だと思うのですが、現状ではやはり漁業者なり漁協なりが手を出すには、なかなかハードルが高いなと思っております。そうはいっても、いろいろな準備を進めていきたいと思ってお

ります。

岡﨑委員　販路拡大については、そこまでの商業化になる前に、そのベースを県でしっかり栽培漁業センターや水産研究所でぜひ確立していただくことを強く要望しまして質疑を終わりたいと思います。

奥野委員　私からは、農地にある住居というか、宅地について質問したいと思います。

今、開会中の富山市議会の９月定例会ですけれども、９月15日の一般質問において、江西議員がとても興味深いやり取りをしていました。富山市で地目が農地とされているところに家屋等が存在している。これはこれまでもきっと認識されていたのだろうと思いますけれども、地目が農地であるのに宅地として課税されているところがどの程度あるのか、こういうところからの問題意識で議論がされていました。翌日には、新聞でも大きく報じられましたので、職員の皆さんも御覧になっているかと思います。

それによると、富山市内の農地で宅地課税をされている面積は112万平米であり、そのうち、農業振興地域で同じようなことになっているのは34万平米という報道であったかと思います。やはり課税というのは、当然現状に応じてどういうものかと、それによってどういう課税をするかが決まっているものだと思うのですけれども、そもそも地目が農地であるのに、宅地課税をされている面積が富山市内だけでも相当数あることが明らかになったわけです。

ちなみに富山県内でいうと、地目が農地であるけれども、宅地課税されている面積がどれほどあるのか。または、特にその中でも農業振興地域の中で、どれほどの農地に宅地課税をされているのかについて確認したいと思います。

米澤農業経営課長　市町村の農業委員会に問い合わせたところ、まず農業振興地域内に限定して、農地で宅地課税され

ている面積は、把握されていないということであります。これは、まず農業委員会から課税している税務担当課のほうに確認するわけですけれども、税務担当課のほうでは、課税台帳のほうにその土地が登記上、どういう地目になっているかという情報は持っておられるということなので、そこでは農地で宅地課税されている数字は分かるということでございます。それが農業振興地域内にあるかどうかは、逆に農業委員会で持っている農地台帳との突合が必要ですので、そこについては調査に時間を要するということであります。ですので、農地全体について宅地課税されている面積について市町村に問い合わせました結果を、分かった範囲でお答えしたいと思います。

県内の農地で宅地課税されている面積は、把握できたもので10の市町村になりますけれども、その合計は約624万平方メートルでございました。

農地法施行規則、国の規則がございますけれども、そちらに、市町村の農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するために固定資産課税台帳との照合を行うことと書かれておりますので、市町村には定期的に把握するように指導していきたいと考えております。

奥野委員　まずは県内の地目が農地だけれども、宅地課税されているところは、回答があった10市町村で624万平米ということだったと思うのですね。まず、この10市町村について、村と入っているから舟橋村は入っているのかもしれませんけれども、回答がなかったというのは市町村が把握できていないということなのか、なぜ10市町村分しか今、手元に数字がないのかについて伺います。

ちなみに10市町がどこかも聞きたいです。

米澤農業経営課長　まず、先ほども申し上げましたけれども、農業委員会から税務担当課のほうに確認して、数字をもら

う必要があります。今回の質問通告を受けまして、問い合わせて調べてもらっているのですけれども、やはり少し回答に時間を要するということで、昨日までに上がってきたものが10の市町村だったということでございます。残りの市町村につきましても、現在、調査はしてもらっておりまして、いずれ数字は把握できるかなと思っております。

それと市町村名ですけれども、確認できたところにつきましては、高岡市、氷見市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、それから舟橋村、上市町、立山町、朝日町、それで10の市町村ということでございます。

奥野委員　今の市町村に富山市が入っていなかったと思うのですが、審議会のやり取りでは、富山市で112万平米という答弁が出ていましたので、富山市を加えたら11市町村で736万平米ということになるのかと思うのですけれども、それで認識はよろしいでしょうか。

米澤農業経営課長　富山市のほうでお答えになっているのは、たしかそのときの質問で、富山市が市街化調整区域と非線引き都市計画区域、都市計画区域外で宅地課税されている面積ということで、ちょっと話がややこしいのですけれども、その区域内で宅地課税されている面積が112万平米ということでございまして、要は富山市内でいきますと、当然それ以外の市街化区域がありますし、あと都市計画区域に入っていない区域も富山市内には存在することになりますので、富山市が答弁されたのは、先ほど言いました市街化調整区域と非線引き区域と都市計画区域外の面積のことを言っておられるということで、それ以外も含んだ富山市の全体については、再度調査してもらっているところで、数字がいただけなかったということでございます。

奥野委員　それでは、今、私が申し上げた数字よりも、きっともっと大きい数字になるということですよね。それ以外

にも今、調査をしていただいている市や町があるということですので、これは相当数の面積、地目が農地のまま宅地課税をされている現状があるということだと認識しています。

先ほどの課長の答弁では、農業委員会が農地台帳と課税台帳との整合性をきちんと取っていく必要があって、そういうことを定期的にやってもらわないといけないのだとおっしゃったと思うのですけれども、これは農業委員会がそれをやってこなかったから、こうなっているのだとおっしゃったのと同義ということでよろしいですか。

米澤農業経営課長　課税台帳との突合をやってこなかったことと、宅地課税された現状があるということが必ずしも結びついているわけでもないとは思うのですけれども、ただ農業委員会のほうで把握されていない市町村があるということは事実であろうかと思います。

奥野委員　私は、今回のこの問題は、とても大きい問題だと思っています。実際は、どこにこうなってしまった原因があるのだろうかということと、今後どこの責任で是正していくのかということが大事だと思いますけれども、そもそも私は、今回のケースをよくよく調べていくと、実際に地目が農地であったとしても、宅地課税をしているということは、現況を確認して、これは農地ではなく宅地だと、判断して宅地課税をされているということなので、これはどう考えても農地ではないというのが現実的な判断だと思います。

やはりここで疑問になってくるのは、今までずっといろいろな統計でも、富山県の農地面積がとかと言って、いろいろな農業政策を打ってきたはずなのに、一体このときの農地面積は何を基にした農地面積で政策を考えてきたのかなと。こういう農業政策の根本が揺らぐ、大問題につなが

るのではないかと思っています。

この農地でありながら、宅地課税がされている農地が今聞いただけでも、今分かっている10市町村だけで624万平米ということですので、もっと大きくなるだろうと。これは相当数の面積だなと思っています。こういう面積がこれだけ多く現在あることについて、どのような問題意識があるのかを伺いたいと思います。

米澤農業経営課長　農地として登記されている土地に建築物が建てられ、現況に応じて宅地課税されている土地が一定程度存在することは、農地法、それから農業振興地域制度の適正な運用の観点からも好ましくないものと認識しております。

農地法では、例えば農地が相続されたものであって、現在の所有者が違反転用者でなくても、過去に違反転用された土地は是正指導の対象となって、原状回復の措置を講ずべきであるとされております。

そのような農地には、例えば所有者が農地転用許可や地目変更登記などの手続が必要なことを認識しないまま住宅を新築したり、増改築、それから敷地を拡張したりといったことを行って現在に至っているもの。それから、相続等の際に土地の利用状況等、登記の現状を十分確認されないまま――要は農地であると知らないままで相続されたというものも含まれていると考えております。

そういった中には、本来必要な手続を経て、農地転用許可を受けるべきであったものの、何らかの理由で必要な手続が行われなかったため、違反状態にあるけれども、許可基準として満たしていることから、事後的に追認許可の対象となり得るものも一定程度あるとは考えております。

ただ一方で、転用許可基準を満たさず、追認許可が認められない事案も存在すると推察されます。違反状態にあり

ます建築物の売買や相続については、様々な制約があることは委員御指摘のとおりでございます。そういった農地の増加を防ぐ観点からも、追認許可が可能なものは速やかに手続を取ることが肝要であると考えております。

奥野委員　今、追認許可を出せるものは出すことが肝要だという答弁でしたので、速やかにそうしてもらいたいのですが、結局問題を整理すると、今、課長からお話があったとおり、原則的には農地の上には建物は建てられませんということになっていますよね。けれども、おっしゃられたように、きちんと転用の手続をすれば建ててもいいですよという場所だったり、場所によっては駄目ですよとか、実際大きく分けて２つのケースがあると思います。結局、転用許可をきちんと手続していなかったために違法建築物となっていて、それを宅地に転用手続したいという場合が出てきているわけです。

１つには、令和６年４月１日から相続登記が義務化になったことが上げられると思います。３年以内に相続登記することが義務になって、令和４年の義務化になる以前のものは、来年の３月31日までに、施行から３年以内に相続登記してくださいねということになりましたので、多分それをもって確認をして、相続登記しなくてはいけないといった問題が発覚しているケースだったりとか、やはりおっしゃられたような増改築だったりとか、カーポートを設置したりとかで今、富山市にはいろいろと相談が来ていたと聞いています。

それを基に富山市議会での議論に至ったのだと思いますけれども、富山市の担当課からは、県に相談したら、当時きちんと手続をすれば宅地に転用が認められるような場合でも、現在これは違法建築物だから、一回撤去して農地に戻してから転用手続をし直してくれと指導するべきだと回

答があって、県では、追認や非農地証明は認めていないと回答があるものだから、富山市では、そういう追認や非農地証明を出すという手続措置が非常にしづらい状況にあるから、県ともよく相談したいというのが市議会の議場でのやり取りであったと記憶しています。

やはり問題は幾つかありますけれども、まずは今、追認なりの手続を取っていくことが肝要だとおっしゃられたので、そうしていただければということなのですが、結局、富山市以外の14市町村の農地転用の許可権限は県ですよね。ですので、まず私は、現況、違法建築物に当たるのだけれども、正規の手続を踏めば転用可能だというところについては、しっかりと現状に沿って手続することを認めるべきだと思います。

そうしないと結局何が起こるかといったら、相続登記できないから、その後は手放しますとか、でも、手放すときに本当は不動産売買できればいいのだけれども、違法建築物だから不動産売買はできませんといって結局放置される、要は空き家が増えるということだと思います。

先ほど県内農地全体の話なのか、それとも例えば農業振興地域内の話なのかによっても対処法が大きく変わると思うのですよね。例えば市街化区域内であれば、もともと市街化することが前提なので、届出をすれば別にそれで済む話なのだけれども、結局農業振興区域内においては、今申し上げたような、原状復帰をしてから手続し直してくださいみたいな回答が来ると、持ち主さんたちは、にっちもさっちもいかないから、もう放棄という感じになってしまいますよね。そうすると、ただでさえ、この後農業の担い手の確保とか農地をどうやって維持していくのかみたいな話のときに、放棄する人が増えていく。だって、住めないし売れませんから。こういう問題にもつながるおそれがある

というか、そういうのを拡大させるおそれがあるという認識も持つべきだと思います。

先ほど、次の質問で用意していた追認などは、やるべきといった話だったので、それで結構なのですけれども、やはり他の自治体では、いろいろな要件を定めて追認だったり非農地証明だったりという対応をしているところがあります。私が確認しただけでも、建築物が建てられている農地を非農地として認める制度を持っているのが９つあったりとか、その中でいろいろな要件を設けていて、例えば建物が建ってから20年以上経過していたら、それは認めますよとか、プラスアルファで農地としての復元が困難なところも認めますよとか、もしくは導入の経緯についても、結局もう何十年も前に手続を知らずに建物を建ててしまった、当時しっかり手続をしておれば認められたものなのにねみたいなところについては、もう救済措置として追認しますとか、あとはそもそも、先ほども答弁の中でありましたけれども、農地法の適正運用と農地台帳の整合性を確保することが大事だから、結局農地に復旧できない部分については、整合性を取るという意味で、追認だったり非農地証明を出しますよという措置を取っていくことにしましたといって回答している自治体があります。

資料は提供いたしましたので、御覧になっていらっしゃると思いますけれども、県としても、先ほど恐らく一般論として、そういうのを追認していくのが肝要だとおっしゃったと思うのですけれども、では県として、この後どうするのですかということについてお聞きしたいと思います。

米澤農業経営課長　原則論になりますけれども、まず違反転用が確認された場合、市町村の農業委員会が是正指導を行います。それでも是正されないときは、富山市以外の14市町村が県知事、富山市内は富山市長が権限を持っています

けれども、知事または富山市長が事実関係を確認した上で是正指導を行いまして、原状回復を基本としながら、許可基準に適合するものについては、追認許可により対応するものとしております。

また、市町村の農業委員会が行います非農地証明ですとか、法務局の登記官からの照会を経まして、農地の地目を変更する対応もございまして、それにつきましても法令や国の通知に基づきまして、個別に判断することとされております。

国からは違反転用を抑制し、優良農地を保全するという観点から、違反転用に対する処分などの適切かつ厳格な実施の確保等を図るべく、違反転用への是正に係る取組強化などが求められています。

また、非農地判断につきましては、土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが著しく困難である場合、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に、非農地判断を行うこととされておりまして、長期間、農地以外の用途に利用されていると、それのみを理由として非農地判断を行うことは想定されていないところでございます。

御指摘ございました他の自治体における独自の運用について、国にもこういう例があるのだけれどもどうかということを確認しましたところ、そういった事例が存在する可能性はあるものの、国としてはそれを承知しているものではないということでございました。このため、まずは富山市と連携しまして、他県または権限を持つ指定市の独自運用の有無ですとか、その考え方を確認していきたいと考えております。

奥野委員　まず、国の方針で優良農地を守っていくために、

適合しない安易な農地転用は抑制するべきだという考え方があるのは当然承知をしていますが、私が問題にしているのは、優良農地を守るための転用の話ではなくて、もう農地ではないということです。建物が建って、もう時間もたってしまっているものについて、これを優良農地とみなして、そういう対応をするのですかということの問題提起をしているわけですね。なので、今、農地に建っている宅地を指さして、優良農地を守らないといけないから、宅地転用は認めませんというのは、適切な判断なのでしょうか。部長、どうでしょうか。

津田農林水産部長　国の立場からいいますと、食料安全保障の観点からも違反転用に対する処分等の適切かつ厳格な運用を求めるという基本的な立場ではあります。これからの事案、それからまた、最近あって発覚した事案につきましては、そのように厳格に対応するのは当然であると思います。

ただ、今回の案件は、御指摘いただきましたように数十年にわたって違反状態になっているケースも多いことから、悪質なものは別として、追認できない、非農地証明が得られない、そういったものを全て原状回復すべきとして一刀両断するのは、単なる課題の先送りになるという認識は持っております。

それで、今後どうするのかということでありますが、国が一応そういう立場でございますので、しっかり理論武装する必要があります。そのためには、やはり富山市さんは富山市さんのほうで、県と同じ権限を持っているわけですので、どんなケースがあって、どんなケースが国の基準に照らして認めることができないのか。我々は我々で、その他の市町村にも状況を確認してまいります。その上で、おっしゃいました他県では、こういう事例がありますよとい

ったこともしっかり勉強した上で、国に対して対応を求めていくというやり方になろうかと思っております。

奥野委員のおっしゃるように、このまま放置していいのかという認識は私も持っておるところでございます。

奥野委員　まずは、問題を共有認識したということだと思います。やはり富山市は富山市の権限でできますけれども、県内ほかの14市町村は県の権限ですので、富山市と他の14市町村がまた違う基準になるのもあまり好ましくないだろうと思いますので、そこは一緒に考えてほしいと思います。

やはり最後、部長からの答弁にもありましたけれども、これは恐らく富山県内だけの問題ではないだろうと思います。こういうことは、きっと全国にいっぱいあります。あるからこそ、先行的にほかの自治体でいろいろな制度を独自に設けて、何とか現状に整合性を持たせることに努めていらっしゃるのだと思います。

私は、本当であれば、そうやっている自治体もあるわけで、県内でも明らかに問題が起きているわけですから、県と富山市でどういう基準であれば、例えば農地台帳と課税台帳をどう整合性を持たせていくのかとか、どうやってこの現状を追認できるのかという方法を、やはりきちんと富山県だけでも独自に取ってほしいと思います。国に要望してくださいというのは問４で用意はしているんですけれども、ただこれの措置を待っていたら、結局またずるずると現状が長引くことも考えられますよね。なので、まず我が県は、もう問題を把握し、部長も問題は認識してくださっているわけですから、まず何らかのいい富山県版の制度というものをつくってほしいと思います。

その上で、今ほど申し上げましたとおり、これは本来、全国的な問題である可能性が高いと私は認識しています。なので、国も地方自治体任せにするのではなくて、自分た

ちの考え方とか規則一律で、あとは地方自治体で対応してくださいみたいな話ではなくて、例えば農振法とか農地法の改正も含めて、国にもこういう地方の現状をどうやって解決していくのかをしっかり考えてもらって、やはり政策の方向性みたいなものを打ち出してもらう必要があると思います。

これについても改めて所見を伺いたいと思います。部長、もしよろしければお願いします。

津田農林水産部長　富山市さんにおかれましても、この９月議会で県と情報共有を図り、国に対して今後声を上げやすくなるような体制を整備する必要があると答弁されたところであります。

我々も、ほかの富山市以外の14市町村の状況をよく確認しながら対応していく必要があると思いますが、そのためにもやはり現状とか、どういったケースがあるのかということをしっかりまずは調査分析することが必要だと思っていますので、その上で制度改正が必要だということであれば、それは必要に応じて国に要望していきたいと思っております。

奥野委員　県として独自にということですか。

津田農林水産部長　県として独自にということについては、まず、状況を調べさせてください。その上でのことかと思っております。

奥野委員　最後に、通告はしていないのですけれども、一応確認の意味で、先ほど申し上げましたけれども、いろいろな統計とか統計に基づく政策で、いろいろな面積を出していると思います。我が県の農業政策を考える上での統計として使っている農地面積は、地目上の農地の数字を使っているのか、それとも農地台帳の農地、私が富山市に聞いたところ、やはりこの地目の農地とされているものと農地台

帳では、ここにもう誤差があります。農地台帳には既に宅地と書かれているところも結構あると聞いています。こうなると、そもそもこの基になっている統計の農地は、どの数字なのだろうかという、もやっとしたものが解決できていないので、そこの部分だけ最後に確認させてください。

津田農林水産部長　ここで明確にお答えできるような認識は私も持っておりません。といいますのは、農地台帳と認識はしておりました。ただし、これだけ事実上、宅地になっているという事実も今、徐々に明らかになってきておりますので、御指摘いただいた点も含めて、まずは精査をさせていただきたいと思っております。

奥野委員　これは、先ほども申しましたが、大問題だと思っていて、例えば農地台帳のように実際の農地を見て回って、ここ農地ですよね、誰が耕作していますよね、どういう扱いですねみたいな細々書いてあるこれが、農業政策の基になる農地としてカウントされているのであれば、恐らく大きなずれはないのだろうと思うのですけれども、これがずっと問題提起してきた地目が農地みたいなものでカウントされているのだとしたら、先ほどの答弁だけで10市町村で624万平米がもう違うということですよね。ここに大きい面積があろう富山市が乗っかってきて、それ以外の３つの自治体が乗っかってくると、もしかしたら1,000万平米ぐらい変わってくる可能性もあるということですよね。そういうことを考えると、やはりこれはしっかりと県が責任を持って調査をして、何が合っていて、何が間違っていて、何をどう是正する必要があるのかということをしっかり整理していただきたいと思います。

今日は部長とも問題の認識が共有できましたので、ぜひ本腰を入れて取り組んでいただきたいと思います。

津田農林水産部長　改めて課題を認識しましたので、富山市、

それからほかの市、そして農業委員会ともしっかり話をしていきたいと思っております。

宮本委員　今定例会の中で、やはり氷見市でありますとか、伏木等を含めた豪雨災害の話がたくさん出ておりますし、両部ともに補正予算案等も組んでいただいて、迅速に対応していただいておると思っていまして、感謝申し上げたいと思っています。

その中で、この間も全国各地で河川の氾濫とか、いろいろなことがやはり起きておりますし、千葉県の印旛沼の決壊とか、いろいろなことで本当に全国的に大変な状況になっていると思います。

今日、河川監視カメラのことを質問いたしますが、この質問をつくっていたときに、ちょうど八嶋県議が予算特別委員会の中で、この氾濫通報のことについて質問されておりまして、川上土木部長も答弁されておりました。端的に言うと、河川の氾濫が差し迫っておるときに、国なり県なりが、市町村に対して支援制度の中で通達する、報告するということ。ただし氷見市の中では一部対象外の地域もあったのだという答弁もされておりまして、これは法律上、流れの中でという理解をしておりますが、川上土木部長のほうから、今後こうした監視方法など課題を整理したいという答弁を八嶋県議にされておりましたので、最後に、現状どのような取組が考えられるのか、川上土木部長にはお聞きしたいと思います。その前に質問として、こうした豪雨災害が起きているときに、私も今まで大変申し訳ないですが、あまり監視カメラをネットで見たりとかしていなかったのですが、最近しょっちゅう見るようになってきました。

そのような流れを含めて、県内の河川で、どのような基準で何か所ぐらい監視カメラが設置されているのかをまず

お聞きしたいと思います。

若林河川課長　県管理河川におきます河川監視カメラにつきましては、平成28年度から整備を進めておりまして、現在、82河川の108か所に設置してございます。

また、設置箇所につきましては、水位計の観測地点を基本としておりまして、108か所のうち101か所が該当しており、水位の上昇に伴う河川の流れですとか、増水の状況を画像で確認できるようにしております。そのほか残る７か所につきましては、水位計が設置されていない地点となりますが、過去に浸水被害が発生した箇所ですとか、ダム放流時の水位上昇に注意を要する地点など、洪水時の河川の状況を把握する必要性が高い地点を選定して設置しているところでございます。

宮本委員　今般の、特に氷見市なんかでも、十二町辺りの浸水でも、万尾川辺りとか小規模な河川でも、相当氾濫しているということもありますし、他県でもそのような状況になってきていると思っています。

それと、監視カメラのことをネットで見ていましたら、これは当たり前のことなのだろうけれども、メンテナンスで予告なしに画像とかが見えないようになりますよとか、いろいろ書いてあるわけだけれども、中に夜間は周辺環境の状況により見えにくくなる場合がありますよとも書いてあります。当然そうだなとは思いながら、それでも夜中に雨が降っているとき、自分自身でライブカメラを見ていると、何が映っているのか分からないというのは、見ている者にしてみたら結構不安だなというのが正直なところで、やはり川の水位の高さを示す板があったり、そういうところにライトが当たっていて見やすくならないかなとか、いろいろなことを感じることがあるのですけれども、今、申し上げたように照明の設置だとか、画像の鮮明さを保つ工

夫は、今日まで何かいろいろされているのかどうか、必要があるのではないかなと思っていますが、課長、お答えいただければと思います。

若林河川課長　御指摘のとおり夜間や豪雨時においても、できる限り見やすいカメラ画像を提供することは、県民の皆様が河川の状況を確認する上で、また河川管理の面からも重要であると考えております。

県の河川監視カメラには、赤外線による夜間の撮影機能ですとか、あるいは降雨時において、レンズへの水滴の付着を軽減する表面のコーティング、曇り止めの機能を備えて一定の性能を有してはおりますが、その一方で、夜間や豪雨時の視認性にはやはり限界がございまして、先ほど通報の話もございましたが、８月の大雨におきましては、氾濫の状況をカメラで確認できましたのは、周囲がある程度明るくなってからであったという状況でございます。

夜間の豪雨における視認性の向上を図るためには、委員御提案のありました照明の設置をする方法のほかに、カメラ本体の機能を向上させる方法も考えられると思っております。照明の設置には、照明用の新たな電源ですとか、点検、補修などの継続的な維持管理が必要となることを考慮しますと、県としましては、カメラ本体の機能向上により対応したいと考えております。

今後のカメラの更新に合わせまして、夜間や豪雨時の撮影性能に優れました高感度型の機器の導入を検討しまして、視認性の向上を図ってまいりたいと考えております。

宮本委員　ぜひ取り組んでいただきたいのですが、最後におっしゃったことが引っかかるわけで、更新に合わせてと言っていたら、５年後だとか、10年後だとか、１年後だとか、それはいろいろあると思います。もちろん予算との関係ですけれども、やはりこれだけの状況が続いているので、そ

こは災害対策と未然防災という意味でも、更新時期を待たず、どんどん更新していくべきだと思っていますので、申し添えておきます。

結局、今あるものについては、そういうことでぜひ対応していっていただきたいということなのですけれども、今までと違って、水位計とかいろいろなことをおっしゃいましたけれども、至るところでこういった問題が発生しています。小規模河川など幾つも課題があると思うのですが、そういったことを考えたときに、ライブカメラを増やしていけばいいのではないかなと思っているのですが、そこも課長にお伺いしたいと思います。

若林河川課長　８月の大雨では、県内で氾濫を確認いたしました12河川のうち、３河川では河川監視カメラが設置されていない地点での溢水が発生したところでございます。

河川監視カメラにつきましては、住民の自主的な避難ですとか、市町村による避難指示等の判断を支援する上で、有効な手段の一つでございまして、近年、大雨が激甚化、頻発化する中、その必要性は高まっていると認識しております。

御指摘の新たな設置につきましては、今般の大雨におけるカメラでの確認の状況の課題をしっかり検証しますとともに、過去の浸水実績や既設カメラの配置などを踏まえまして、監視の必要性の高い箇所につきましては、新たにカメラを設置していくことが必要であると考えております。

また、先ほど更新の話をしましたけれども、これまで設置したカメラには、平成28年設置から10年程度経過したものがございまして、経年劣化の対応も今、多くなってきております。既設カメラの計画的な更新も重要であると考えておりまして、こちらのほうも努めてまいりたいと考えております。

宮本委員　ぜひ更新もそうですし、増設するという形で対策を強化していただきたいことをお願いしておきます。

最後に、通告していませんが、冒頭申し上げたように川上土木部長の答弁の中で、今、お話があったことも含めて氾濫状況の把握と情報伝達を検証し、対象河川や監視方法などの課題を整理したいと御答弁されておりまして、あれから全く日はたっていませんので、検討の余地はないのかもしれませんが、現状で川上土木部長の思いとして、今後どういう対策が必要なのかについてお伺いしたいと思います。

川上土木部長　先日の予算特別委員会のときにお答えした氾濫通報制度でございますが、これは今年から始まった制度であり、まず初年度ということで、従来から河川の水位を観測している水位周知河川と言っておりますが、そこに指定している河川の範囲をまず指定して、運用を始めているところでございます。当然そういう河川ですので、水位を観測した情報がシステム上入ってきます。あるいはカメラでも確認できるということでございます。今般の大雨では、そういった河川以外のところで氾濫が発生しております。

氾濫通報制度では、氾濫を確認したことを通報することになっておりますが、カメラで確認するか、職員が現地へ行って確認するかの２パターンしか基本的にはありません。あれだけの大雨のときに職員が現地へ行くのは、常識的には考えられないかなということで、やはりカメラなり、あるいは河川自体にも水位を測るシステムを入れるかということで、多分一番早いのがカメラではないかなと思っています。

そういう意味で、今、委員からも御質問のありましたカメラの設置は、大変有効な手段ではないかなということで、これらの情報をどうやって取っていくかということの一つ

の大きな考え方として、カメラの増設かなと考えております。

一方で、今設置してあるカメラ――先ほど若林課長からも話がありましたけれども、古いもので平成28年に最初に設置しておりますので、もう10年たっているということで、これも更新をそろそろ考えていかなければいけない時期になります。いろいろな川で設置できればいいのですけれども、費用面も含めてどのようにして計画的に広めていくかということがこれからの課題かなと思っておりますが、これはしっかり進めていきたいと思っております。

宮本委員　ぜひ前向きに進めていただければと思っています。

光澤委員　まずは、令和８年産富山米概算金の市場への影響等について伺いたいと思います。

概算金については、先日、一部報道でも取り上げられておりましたが、全国的に令和８年産米の概算金が前年比３から５割という大きな引下げとなる中、ＪＡ全農とやまはコシヒカリ２万円、富富富２万800円という全国トップクラスの高水準の価格を提示しました。

一方で、市場実勢との乖離から、県内全てのＪＡがこの金額を維持できない現状があると承知しております。

例えばＪＡとなみ野のように、独自に3,000円低い１万7,000円に設定しているＪＡもあります。

また、今年は豊作傾向であるため、契約数量を超えた余剰米については、１万5,000円以下という安値で集荷されるケースもあり、県内の生産者の間で大きな格差と不公平感が生じています。

そこで、県内ＪＡ間での価格格差や余剰米が低く設定されている現状について、県としてその要因をどう捉えているのか、伴市場戦略推進課長に伺います。

伴市場戦略推進課長　全農とやまがＪＡに対して支払う概算

金につきましては、今年の春先に全農とやまと各ＪＡが結ぶ出荷契約に基づいて支払われる仕組みとなっております。

御指摘のとおり、本年産の概算金につきましては、全農とやまの示した額というのは、全国的にトップレベルでございますが、それより低いＪＡ独自の概算金というのもありますし、あるいは、もう一つあるのですけれども、出荷契約数量を超えた分について、ＪＡの通常の概算金よりも低い価格となっている２つの現状がございます。

一方で、昨年度を振り返ってみますと、昨年産の概算金につきましては、全農とやまの示した額よりも高いＪＡがあったというのも事実でございます。こちらの概算金の価格の決定は、ＪＡが決められるものでございますけれども、各ＪＡにおいて販売先や契約数量の確保状況、あるいは在庫販売リスク、余剰米の保管等のコスト、資金繰り、収益状況、組合員への還元方針を総合的に判断された上で、価格を設定されているものだというふうに捉えておるところでございます。

光澤委員　要因をどう捉えているかについては、今、御答弁いただいたとおりだと思っています。

いずれにせよ、その価格が上がったり下がったりということがやはりこの不安定なことにつながっておりますし、それが不公平感にも今回つながっているものと思っております。

やはり米については生産者、消費者どちらにとっても価格の安定に向けた取組が大変重要であると考えております。新潟、秋田、福島といった主要な米どころの概算金が１万6,000円から１万8,000円台まで下落している中で、富山米の２万円台という強気な価格は、コストに敏感な外食産業や大手スーパーなどの卸実需者にとって敬遠される要因になっていると理解をしています。

実際に富山県産から他県産へと仕入れを切り替えるような、そういった実需者の動きがあるとも伺っております。買手がつかなければ、富山県産米が市場で孤立して大量の在庫を抱えることになります。今年、富山米が市場で売れ残れば、その反動として、翌年産は一気に価格を大きく引き下げざるを得なくなるといった懸念もあると思っております。こうした行き先不透明感は、県内農家にとって設備投資や中期的な営農計画の策定において、大きな不安材料となります。

今後ますます他県産との価格競争が激化する中で、今後の富山米の価格見通しと価格の安定に向けてどのように取り組んでいるのか、伴市場戦略推進課長に伺います。

伴市場戦略推進課長　富山米の概算金が全国トップクラスの水準となったことで、今後の市場に与える影響でございますが、他県産米との競争激化、あるいは需給動向、品質評価、販売先の確保、こういったことにより、御指摘のとおり価格の下振れリスクというものも強まる可能性はあると認識しております。

一方で、富山米はこれまでも、高品質良食味として市場から評価されているという強みがございます。

全農の示す概算金の額というのは、今回改めて申しますけれども、農家さんが再生産可能なものであるということ。かつ生産者と消費者、実需者の双方が納得できる価格として設定されたものであるというふうに認識しておりまして、実際私も今月から新米の販売が県内のスーパーでも開始されておりますけれども、このスーパー等でお客様の声をいろいろと聞いていますと、本当に買いやすくなったねというお声も聞かれておりまして、今後の見通しの予測は現段階では難しいのですが、まずは現在の価格の維持というのは一つ重要な要素ではないかと考えております。

また、今後、価格の安定に向けて、やはり生産者は価格の安定が非常に重要かと思っております。県とすれば、ＪＡグループと連携し、需要に応じた計画生産、ブランド力の強化、それと国内外での販路開拓や長期契約の拡大、こういったものを進めることによって、生産コストを踏まえた再生産可能な価格となるよう努めていきたいと考えております。

なお、今回はあくまで概算金ということでございますので、現在もＪＡとやまや各ＪＡにおいて各種販促活動が行われているところでございまして、こうした取組によって、精算金の段階で追加払いにつながることも期待したいと考えております。

光澤委員　現在の取組についてありがとうございました。

やはり安定に向けてということで、先ほど答弁にもありましたとおり、国内外の販路拡大であるとか、そういったところも非常に大事だと思っておりますので、引き続き取り組んでいただきたいと思っておりますし、やはり生産者と消費者双方にとって、よりよい米政策となりますように、また引き続きお願いしたいと思います。

続きまして、８月の豪雨災害に関連して少しだけ伺いたいと思います。

まずは、27日から各種調査であるとか、応急的な対応をし、そして復旧に向けて職員の皆様方にも休日も返上で取り組んでいただいていることに対しまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

17日の本会議でも取り上げさせていただきましたけれども、３点だけ細かい点で関連して質問させていただきたいと思います。

まず、８月の豪雨災害により被災した建設機械等への対応について伺います。

８月の豪雨災害では、上庄川の護岸改修工事にて建設機械が水没するなど、能登半島地震からの復旧工事に従事していた事業者も大きな被害を受けました。まず、この個々の契約において、どのような対応ができるのか、吉尾管理課長に伺います。

吉尾管理課長　今回の豪雨災害のような発注者と受注者のいずれの責めにも期することができない、いわゆる不可抗力による損害につきましては、県の工事請負契約約款第29条に規定がございます。同項では、損害が発生した事実を受注者が発注者に通知をし、それを受けた発注者が調査によって損害の状況を確認したときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができることとなっております。

具体的に申し上げますと、損害の対象を工事目的物、仮設物、また工事現場に搬入済みの工事材料、もしくは建設機械器具としまして、発注者は発生した損害と損害の取片づけに要する費用の合計額のうち、請負代金額の100分の１を超える額を負担することとなっております。ただし、災害応急対策、または災害復旧に関する工事における損害につきましては、これらの工事を受注する建設業者の負担に鑑みて、災害復旧を円滑に進めるため、発注者が損害合計額の全額を負担することとなっております。

今後、個々の契約におきまして発生した損害について、受注者から通知があったときには、調査確認の上、契約約款に基づきまして、適切に対処してまいりたいと考えております。

光澤委員　これは、今から本当に復旧をしていかないといけないときに、すごく大事な問題だと思っておりまして、まさにその機械が水没した業者の皆さんも、今まさに復旧対応に当たっていただいておりますし、やはりその仕事の道具である建設機械というものは、これからまさしく欠かせ

ないものであると思っております。

今ほど、約款に基づいてしっかりと対応いただけるということでありましたけれども、ほかのなりわいを支援するようなものとも組み合わせながら、どうやって復旧していこうかということを協会の皆さんも考えられておりますので、またきめ細やかに寄り添った対応をしていただきたいなと思っております。

懸念しているのは、最近、本当に入札の不調不落も続いている中で、こういったところで結局手出しが多くなったりすると、これからそういった工事をなかなか取ってもらえなくなるのではないかといった懸念もありますので、ぜひ両者が対応し、引き続きお願いしたいなということでございます。

続きまして、豪雨災害によって被害を受けた河川の応急復旧対応について伺いたいと思います。

委員長、ここで資料掲示の許可をお願いします。

庄司委員長　許可します。

光澤委員　これは今回の豪雨において、河川構造物の損傷や土砂の流入等により、流れが大きく阻害されている箇所が多数存在しているということを伝えたくて撮影しました。

シルバーウイーク期間の、21日に三尾川で撮影したものになります。私も豪雨の後から、各地区を回らせていただきましたけれども、水位が下がってくると、逆にこういった被害も表に出てきているということで、すごく分かりやすい場所だったので、掲示をさせていただきました。

これは見てのとおり、奥が山側でこちらは民家なのですけれども、山から流木が根っこごと落ちてきて、これは完全に川の流れを阻害している状況です。写真だと分かりにくいのですけれども、下のほうは明らかに水位が低くて、上のほうがちょっとたまりながら、隅っこのほうから水が

流れているといった場所になります。

そして、こちらは私も最初見たとき、これは何なのかなと分からないような状況だったのですけれども、これは川床にある構造物がもう完全にめくり上がって、明らかに流れを阻害しているということです。少し写真に写り切らなかったのですけれども、右側のほうには、ずっと土砂が滞留しておりまして、これも手前側の民家の方の敷地内から撮らせていただいたのですけれども、雨のときは完全に流れが変わりまして、その家の中を川が通って、左側にある護岸の内側が全てえぐられて、護岸だけが立っている状態になっている箇所でございます。

これがどういうことかといいますと、最近も雨がありましたけれども、雨のたびに、もうキャパがこういう状態になっているので、住民の方々はすぐにまたあふれてくるのではないかと、そういった不安の中で過ごされている状態でございます。今後、また大雨があれば、こういった箇所からの越水や溢水のおそれがあり、近くに住む住民の方からは、雨が降るたびに不安の声が聞こえてきております。

全国的にも、大雨による災害が頻発化する中で、河川についても応急的な対応が急がれておりますが、流下能力が低下している箇所への対応をどのように実施していくのか、若林河川課長に伺います。

若林河川課長　８月の大雨では、損傷した川の中の構造物のほか、周辺の山腹崩壊や倒木等に伴い、河川に流入してきた土砂、あるいは流木によりまして、流れが阻害されている箇所が複数確認されております。これらの箇所につきましては、再度の大雨による被害拡大を防止するため、緊急性の高い箇所から順次、応急対策を進めておりますとともに、施設被害のある箇所につきましては、復旧工事の検討を行っているところでございます。

山側斜面からの土砂により、河道が塞がれました余川川の余川地区におきましては、現在、暫定的に水田の中に流路を確保するとともに、さらなる水田の浸食を防止するため、大型土のうの設置を進めておりまして、こちらは10月下旬に完了する見込みとなっております。

また、三尾川の氷見市日名田地区、１枚目の写真になるかと思いますが、流木が堆積し、流れを阻害している箇所が２か所ございまして、こちらにつきましては、現在、撤去作業の着手に向けた準備を進めている状況で、10月中旬までの完了を目指しております。

このほか、砂防指定地になりますが、三尾川の氷見市日名田地区、三尾地区、それから一刎川の上余川地区におきまして、先ほどの２枚目の写真にありますめくり上がった根固めブロック、あるいは堆積した土砂により流れが阻害されております計７か所につきましては、６か所は撤去が完了しまして、残り１か所、この２枚目の写真になりますけれども、これは今、撤去に向けた準備を進めているところでございます。

引き続き、現地調査を進めながら応急対策が必要な箇所を確認いたしまして、関係機関と速やかに調整した上で、流下能力の確保と被害の拡大防止に取り組んでまいります。

光澤委員　また、ぜひ引き続き応急対策を進めていただきたいと思います。

それでは、最後になります。豪雨時における排水ポンプ車の運用について伺いたいと思います。

17日の一般質問では、排水ポンプ車の導入など、県としての排水能力の補助について御提案させていただいたところでありますが、本日はこの排水ポンプ車の運用に係る国との連携について伺いたいと思います。

今回の豪雨災害では、北陸地方整備局と北陸農政局から

ポンプ車が派遣され、氷見市内で排水排除対応を実施していただきました。十二町潟排水機場での排水はもとより、水がなかなか引かなかった川尻地区での排水についても、住民の方からもとてもありがたかったという声をたくさん伺っております。私からも、改めて感謝を申し上げたいと思います。

そこで、今回の豪雨に際して、このポンプ車が派遣された経緯と今後の災害に備え、どのように国との連携を強化していくのか、根上建設技術企画課長、國分農村整備課長にそれぞれ伺いたいと思います。

根上建設技術企画課長　県内には、北陸地方整備局が所管する福岡防災ステーション等が防災活動の拠点として整備されております。これらの施設では、排水ポンプ車等の災害対策用車両や復旧活動のための資機材等を保有し、地震や水害などの災害発生時には、被災自治体からの要請により災害対策車両を派遣されるなど、国、県、市町村が連携して、災害対応を行う体制が構築されております。

今回の８月27日からの大雨においても、十二町潟排水機場や冠水状態が長期化していた川尻地区の排水のため、氷見市から県のリエゾン等を通じて北陸地方整備局へ排水ポンプ車の派遣を要請されたところでございます。

十二町潟排水機場は、さきに氷見市土地改良区から県の農林水産部を通じて、北陸農政局に排水ポンプ車の派遣要請がされておりましたが、同土地改良区から氷見市へさらなる排水体制増強の依頼がありました。これを受け、27日６時10分に氷見市から派遣を要請され、９時30分に排水ポンプ車２台が到着し、11時から北陸農政局からの１台と合わせ３台で排水を行ったところでございます。

また、川尻地区は29日14時に氷見市が派遣を要請され、同日18時に排水ポンプ車２台が到着し、19時40分から排水

を行ったところでございます。

近年、激甚化、頻発化する自然災害への備えが重要な課題であり、災害発生時に迅速に排水ポンプ車等の派遣を要請するためには、日頃から北陸地方整備局との連携を深め、災害発生時に適切に対応できる体制を構築することが重要であります。このため、県では、県総合防災訓練などを通じて、北陸地方整備局と災害発生時の対応について確認しているところでございます。

引き続き、災害発生時における北陸地方整備局との連携体制の構築に努めてまいります。

國分農村整備課長　８月27日に発生しました大雨によります北陸農政局の排水ポンプ車の派遣の経緯としましては、当日朝５時57分でございますけれども、氷見市土地改良区から高岡農林振興センターに、十二町潟排水機場の集水槽があふれるまであと50センチ程度だということと、電気室に浸水しかねないという連絡を受けまして、早朝ではありましたけれども、６時10分に私のほうから北陸農政局に排水ポンプ車の派遣を要請したところでございます。

その後、北陸農政局、金沢のほうからですけれども、10時36分に十二町潟排水機場に排水ポンプ車が到着し、ポンプを設置し、排水作業を開始したところでございます。この対応につきましては、北陸地方整備局とともに連携を取りまして、排水機場の４台の常設ポンプをフル稼働させつつ、最大で排水ポンプ車３台の合計18台の排水ポンプによりまして、毎分90トンの強制排水を行ったところでございます。

北陸農政局では、自然災害発生時における土地改良施設の機能保持のほか、集中豪雨時の農地湛水の排除、さらには、渇水や干ばつといった農業用水に用水補給するという目的で緊急的に対処するために排水ポンプ車等を保有して

おります。

災害レベル、警戒レベルのレベル１から５までありますけれども、こういったレベルでありましたり、干天、日照りの日数の基準に関係なく、自治体でありましたり、土地改良区の要請に応じまして、排水ポンプ車を北陸農政局が派遣しているところでございまして、昨年度は、渇水でございましたけれども、渇水の対応ということで用水補給するために排水ポンプ車を砺波市が派遣要請した実績もございます。

今般の対応では、北陸農政局には２台の排水ポンプ車がありますけれども、１台は７月に発生しました令和８年熊本地震の対応で熊本県に派遣されている中でございまして、当方からの速やかな派遣要請を行ったために、北陸農政局に残っておりました１台が十二町潟排水機場のほうに派遣してもらえたところでございますけれども、この連絡が遅ければ、熊本県から排水ポンプ車が戻ってくるのを待って対応しなければいけない状況にあったというところです。

こういった経緯を踏まえますと、自然災害は昼夜問わずいつ起こるか分からないというところがございますので、早朝であってもしっかりと連絡できる関係を日頃から北陸農政局と構築することが重要だと考えておりますし、今般の大雨災害や激甚化、頻発化する自然災害に備えまして、北陸農政局だけでなく、北陸地方整備局とも排水ポンプ車等の確保が迅速にできるよう、一層連携を図りまして柔軟な対応を図ってまいりたいと考えております。

光澤委員　本当に今回このポンプ車には助けられたといいますか、これがなかったらどうなっていたのだろうかと考えれば考えるほど怖くなるような、そういった大活躍をされたわけでございます。

一方で、大雨については、今、線状降水帯の直前予測も

できるわけで、どの段階でどういう連絡をして、どう呼ぶのかとか、本当に氷見は来られる道路が限られているので、国道が冠水したりしている中で、タイムラインの中で、どうやってポンプ車を呼ぶみたいなこともこれからいろいろな訓練等を通じてやっていただきたいと思いますし、排水機場についても進入経路といいますか、その排水の位置が初めて入る場所で困難だったということを伺っているので、そういったことも含めて、速やかに対応できるような連携も強化していただきたいなということをお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

庄司委員長　ほかにありませんか。――ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

５　行政視察について

庄司委員長　次に、閉会中の継続審査事件の調査のための行政視察について議題といたします。

県内行政視察については、必要に応じて機動的に実施してまいりたいと考えており、その実施に当たっての日程調整等については委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

庄司委員長　御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。――ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。